岐阜県耐震改修促進計画の概要

■計画概要

【計画の目的】

地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を守るため、耐震改修の促進を行い、地震に対する建築物の安全性の向上を図る。

【計画の位置づけ】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づく計画
- ・県の地震防災に関する計画やSDGsを踏まえた計画

【計画期間】

<第3期計画>令和3年度~7年度(5年間)



■これまでの状況

①耐震化率の推移

H17以降、耐震性のない住宅等は半減したが、第2期計画目標※には至らず

住宅	約65%(H17)	1	約78%(H25)	約83%(H30)
多数の者が 利用する建築物	約72%(H17)	7/	約86%(H27)	約88%(R2)

※「令和2年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」

②岐阜県の特性

(1)都市部と異なり、マンションなど の共同住宅の割合が低い

(2)旧基準の木造住宅の全住戸に 占める割合が高い

全国	46.4%
<u>岐阜県</u>	<u>25.6%</u>

全国	16.0%
<u>岐阜県</u>	23.9%

③耐震化が進まない要因(R2.10市町村ヒアリングより)

主な要因	主な意見		
経済的負担 (23/42市町村が言及)	・所有者側の経済事情・改修工事費が高い	金銭負担が ネック	
高齢者世帯のみの増加 (13/42市町村が言及)	・経済的負担 ・跡継ぎがいない		
【類似】家族構成の変化 (8/42市町村が言及)	・子供が独立(世帯分離)	住宅の将来が 決まっていない	
防災意識の希薄 (10/42市町村が言及)	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない	住民理解が 十分でない	

■目標

住宅、多数の者が利用する建築物…令和7年 耐震化率 95%

公共施設・防災拠点施設等、耐震診断義務付け建築物…耐震性の早期確保

■基本的な方針

「幅広な施策の展開」から「対象を絞った施策の重点化」へ「診断」から「耐震化」へ

対象		施策(方向性)		
区分	対象建築物	対象	啓発	
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物 広く県民向		診断に重点	
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等・木造住宅・県有建築物	診断実施済の 所有者 向けに重点	改修に重点	
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物・一定規模以上で多数の者が利用する建築物・防災拠点建築物・緊急輸送道路沿道建築物	全所有者 向け	改修	



■耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

● 県、市町村、建築関係団体で構成する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」による県下一丸となった推進体制

2 安心して耐震化が行える環境整備

- 岐阜県建築物等耐震化促進事業(木造住宅)
 - ・市町村が実施する木造住宅無料診断への補助
 - ・木造住宅耐震改修等への補助

- 岐阜県建築物等耐震化促進事業(建築物)
- ・全ての建築物を対象とした耐震診断への補助
- ・多数の者が利用する建築物等の耐震改修等への補助

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

- 相談体制の整備
 - ・岐阜県木造住宅耐震相談士の養成
- ・建築相談窓口の設置
- ・住宅リフォーム工事業者向け耐震改修講習会の実施
- 情報提供の充実
- ・耐震啓発ローラー作戦の実施
- ・診断義務付け建築物等の所有者への啓発強化
- 防災教育との連携

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

- 住宅・建築物の耐震化と合わせた対策
- ・ブロック塀の倒壊防止対策

要安全確認計画記載建築物

・給湯設備や家具の転倒防止対策

- 地震に伴う宅地被害の軽減対策
- ・大規模盛土造成地の安全性にかかる調査の実施
- ・液状化現象に対する周知

■耐震診断義務付け建築物への対応

要緊急安全確認大規模建築物 一定規模以上で多数の者が利用する建築物(法で規定) 法に基づき本計画で位置付けた以下の建築物

・隣県、県内各地域を繋ぐ主要な緊急輸送道路の沿道建築物

法に基づき本計画で位置付けた以下の建築物
・庁舎、病院などの防災拠点建築物
・農診断結果、一

耐震診断結果、一部公表済 未公表分も、今後公表予定

耐震診断結果、公表済

